

『ゆずります』・『ゆず』「てください」情報コーナーについて

1、利用できる方

市内に在住もしくは勤務する18歳以上の方

2、登録できる品物

家具類、電気製品、楽器、育児用品、スポーツ用品・レジャー用品等の家庭用品。

家具



電気製品



楽器



育児用品



スポーツ用品



レジャー用品



登録物品はすべて無料に限ります。（「売ります・買います」情報は掲載しません。）
使用不可能なものおよび次に掲げるものは登録できません。

食料品、医薬品、貴金属、不動産、酒、たばこ、パソコン本体、法律に反する物、
その他市が適当でないと判断したもの

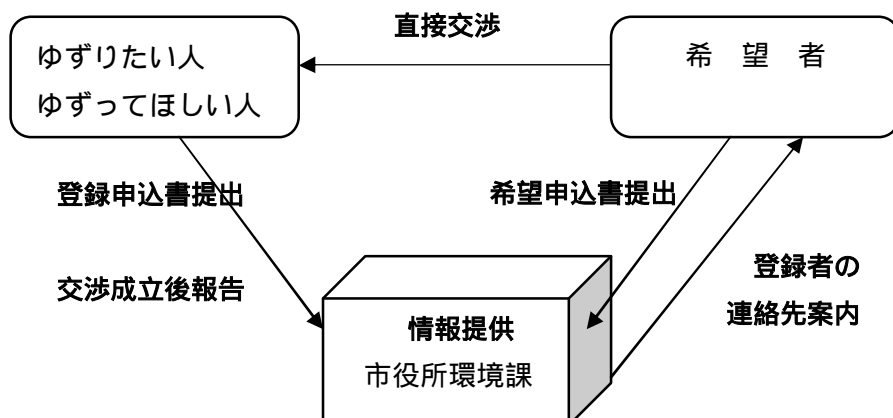
3、登録期間

2ヶ月間

希望により1ヶ月間の再登録ができます。

登録期間が経過すると、コーナーから削除します。

4、コーナーの利用方法



不用品をゆずりたい人、ゆずってほしい人は、「不用品情報登録申込書」を市に提出してください。(持参、郵送、FAX)

市ホームページ・各町の公民館等に2ヶ月間情報を掲載します。掲載するのは品物に関する事項のみです。

登録に係る不用品の希望者は、「不用品交換希望申込書」を市に提出してください。

不用品希望者に情報登録者の連絡先を教えます。

希望者は登録者に直接連絡をとり、交渉してください。交渉や受け渡しは当事者双方の責任において行っていただきます。

登録者の方は、交渉成立した場合2週間以内に環境課に報告してください。

注意事項

- ・ 家電リサイクル法に該当する物品(冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機)については、処分する際にリサイクル料金がかかります。当事者間で故障がないか再確認するなど、譲り渡す際には十分ご注意ください
- ・ 不用品の提供を希望する人は、情報の登録期間は、不用品を保管してください。
- ・ **登録品の品質、性能等の不良、欠陥、その他取引に関する問題については、市では一切責任を負いません。**当事者双方で解決してください。

お問い合わせ

まちづくり部環境課 電話：23 - 9130

山内支所 環境係 電話：45 - 2909

北方支所 環境係 電話：36 - 6023